

一般競争入札による普通財産（消防車両）売払実施要領

令和元年 1 1 月 1 日

北 方 町

売払い物件

車名	日野
種別・用途	普通・特殊
車体の形状	消防車
車体番号	XZU3010005752
自動車登録番号	岐阜 800 す 1404
初度登録年月	平成15年8月
走行距離	10,047km
有効期間満了日	令和元年12月7日
町での用途	消防車
ミッション	オートマチック
駆動方式	2WD
燃料の種別	軽油
排気量	4.89L
車両重量	3,880kg
車両総重量	4,210kg
長さ	522cm
幅	188cm
高さ	243cm
自動車リサイクル預託金	8,640円
注意事項	(1) 売買代金は、入札書に記載した金額に消費税（地方消費税含む）と自賠責保険料返戻金相当額及び自動車リサイクル預託金加算された金額となります。 (2) 売買契約、名義変更手続き及び搬送等に係る全ての費用は落札者負担となります。 (3) 長期間不使用のため、バッテリーが上がっています。落札者の負担で対応してください。 (4) 引渡方法は現状渡しとし、引渡後の不調や故障についての補償は行いません。 (5) 車両に書かれた自治体名、町章及びその他の文字等については、落札者の負担で消去し、確認を受けること。 (6) 赤色灯とサイレンは落札者の負担で取り外してください。（許可者以外）

○売却予定価額

200,000円以上（税別）

○売却の方法

一般競争入札による売却

○入札スケジュール

告 示 日

令和元年11月1日（金）

「一般競争入札による普通財産（消防車両）売払実施要領」等を告示日より役場
総務課でお渡しします。

物 件 の 確 認

受付期間 令和元年11月1日（金）から令和元年11月15日（金）（閉庁日を
除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

受付場所 北方町役場 庁舎2階 防災安全課（TEL058-322-9936）
にて事前申し込み

入札に参加される方は、売却車両を確認の上、内容を十分に確認願います。
確認を行わなかった場合であっても、売却物件に関わる全ての事項を了承され
ているものとみなします。

入札参加申込受付

受付期間 令和元年11月1日（金）から令和元年11月15日（金）（閉庁日を
除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

受付場所 北方町役場 庁舎2階 総務課

入 札 日

令和元年11月20日（水）

午前10時00分 北方町役場 庁舎2階 大会議室

○問い合わせ

北方町役場 総務課

TEL 058-323-1111 FAX 058-323-2963

E-mail soumu@town.gifu-kitagata.lg.jp

実 施 要 領

入札参加の資格

- (1) 入札に参加できる者は、個人及び法人とします。
- (2) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者は入札に参加できません。
 - (ア) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 北方町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 北方町の行った普通財産の売払いに関し、次のいずれかに該当する者は、当該事実があった日から 2 年間は入札に参加できません。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (4) 当該入札事務に従事する職員でない者

入札参加申込み

- (1) 申込みの方法
入札参加希望者は、申込み期間内に、入札参加申込書その他必要書類を受付場所へ提出して申込手続を済ませてください。
 - (2) 提出書類等
 - (ア) 一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
 - (イ) 入札使用印鑑届（様式第 2 号）
 - (ウ) 住民票（法人の場合は、商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本）
 - (エ) 身分証明書（外国人の場合は、外国人登録済証明書）
なお、(ウ) 及び (エ) については、発行後 3 か月以内のものに限ります。
- ※身分証明書は、本籍地のある市町村で次の 3 点が記載されたものについて交付を受けてください。
- ① 東京法務局後見登録課において、成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする登記がされていないこと。
 - ② 禁治産者又は準禁治産者の登記の通知を受けていないこと。

③ 破産宣告の通知を受けていないこと。

(オ) 納税証明書

個人の場合は、直前1年分の代表者又は個人の納税証明書（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）及び個人事業者については、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（未納のないことの証明書（納税証明書その3））。

法人の場合は、直前1年分の法人納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、）及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（未納のないことの証明書（納税証明書その3））

(3) 申込みに当たっての留意事項

(ア) 売払い物件については、現況有姿での引渡しとなります。申込みに当たり必ず物件を事前に確認してください。

(イ) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

(ウ) 郵送、電話、ファクシミリ、メール等による申込受付は行いません。

(エ) 申込手続きが完了したときは、入札参加受付済書（様式第3号）をお渡します。これを入札日に持参してください。

入札保証金

(1) 入札参加希望者は入札保証金として、売却予定価格の100分の5以上の額を入札日に納付していただきます。金額は、10,000円です。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、開札後、入札参加者に返還します。（なお、返還は開札前に預かったものを返還します。）ただし、落札者にあつては、売買契約を締結する際に契約保証金に充当します。

(3) 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しません。

入札

(1) 入札書の提出

(ア) 入札参加者は、指定の時刻に指定された場所へ入札書を提出しなければなりません。

(イ) 入札は1回のみとします。

(ウ) 代理人が入札に参加する場合は、委任状（様式第4号）を提出し、入札

書には代理人名を記入し押印してください。

(2) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 開札

(ア) 入札後、ただちに入札者の前で開札します。

(イ) 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

(ア) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。

(イ) 入札書に記名押印がないとき。

(ウ) 入札金額を訂正したとき。

(エ) 1件の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(オ) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(カ) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(キ) 入札者又はその代理人が、他の入札代理人となり入札したとき。

(ク) 入札の資格がない者が入札したとき。

(ケ) 入札に関し、不正な行為を行ったとき。

(コ) その他入札に関する条件に違反したとき。

(5) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

落札者の決定

- (1) 本町が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって、落札者と決定します。
- (2) 落札者となる同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該同価格の入札者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、落札者となる同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- (3) 落札者の決定は、開札後ただちに入札場所で行います。
- (4) 落札者には、入札終了後、契約の手続の説明を行います。
- (5) 予定価格に何人も達しないときは、契約不調とします。

契約の締結時

- (1) 落札者は、本町が指定した日時までに買受人として売買契約の締結を行っていただきます。
- (2) 落札者が、正当な理由なく指定の日時までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。その場合、お預かりした入札保証金はお返しできません。

売買代金等の支払方法

- (1) 売買代金は、次の方法により支払っていただきます。売買契約と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上の額を本町が発行する納入通知書により納付していただきます。残金は、契約締結の日から町が指定する期限内に本町が発行する納入通知書により支払っていただきます。この場合、契約保証金は、納付期限までに売買代金の納付がない場合には本町に帰属することになります。
- (2) 契約保証金には、利息を付しません。

落札物件の引き取り

- (1) 落札物件は、引き取り期日（令和元年12月6日（金）まで、但し契約金額確認後）にお引き取りください。
- (2) 落札物件のお引き取りの際には、その予定日時を事前に北方町役場防災安全課（058-322-9936）までご連絡ください。

- (3) 引き渡し後、14日以内に車両に書かれた自治体名、町章及びその他の文字等の表示の抹消、回転灯・サイレンの取り外しを落札者の負担で行い、写真を北方町役場防災安全課へ提出してください。

登録等

- (1) 車両を登録等する場合

契約者は、その責任において契約物件の登録等を行ってください。なお、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条第1項に規定する譲渡証明書等は、契約者の請求に基づき交付します。

- (2) 車両を解体する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、永久抹消登録の書面及び解体処分報告書（任意）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引き渡しの日から60日以内に北方町役場防災安全課に提出してください。

入札に関する情報

入札に関する情報（申込件数、申込者の氏名、住所及び入札保証金等）については、一般競争入札の趣旨に鑑み、一切開示できません。また、落札結果に関する情報（落札者の氏名、住所及び落札価格等）についても、同様に取り扱いますのでご了承ください。

その他

- (1) 提出された書類等は、返却しないものとします。
(2) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とします。